

北九州市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 教育委員会は、必要と認めるときは、北九州市立の学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）ごとに協議会を置くことができる。ただし、法第47条の5第1項ただし書に規定する場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会の設置に当たっては、対象学校の校長（園長を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 協議会は、委員9人（2以上の学校について一の協議会を設置する場合にあつては17人）以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

4 委員の任期は、任命された日からその日の属する年度の末日までとする。

5 委員は、再任されることができる。

6 教育委員会は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退

いた後も同様とする。

- 8 対象学校の校長は、委員について第6項に該当すると認めるとき又は前項の規定に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、速やかに、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、対象学校の校長と協議の上、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(学校運営に関する基本的な方針の承認等)

第6条 対象学校の校長は、毎年度、当該対象学校の運営に関して、次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育目標及び学校経営計画
- (2) 教育課程の編成
- (3) その他校長が必要と認める事項

- 2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に基づき、学校運営を行うものとする。

(学校運営に関する意見の申出等)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項を除く。)について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の個人に関する事項を除く。)のうち、前条に規定する基本的な方針の実現に資するものについて、教育委員会に対して意見を述べるができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、

あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について評価を行うものとする。

(学校運営等に関する情報提供)

第9条 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民等の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第10条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことにより対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に教育長が定める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。